省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類」の見直し	措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類」の見直し	措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
内閣府	2020010	**地域再生計画の認定基準の緩和**	地域再生推進のためのプログラム（H16.2.27 地域再生本部決定）	⑥当該地域再生計画が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 地域再生計画が認定された場合に ｉ）地域再生の支援措置を受ける者が特定されていること、特定される見込みが高いこと ii）地域再生の支援措置を受けて実施する取組のスケジュールが明確であること	D-1、C		地域再生計画が認定された場合、当該計画が円滑に実施される見込みが高いことを確認する必要があるため、事業実施主体の特定を認定基準の一つとして掲げている。ただし、支援措置の性格によっては、事前に実施主体を特定できないものもあることから、個々の計画の認定に当たっては、例えば事業の実施段階での主体の特定プロセスを明らかにすることをもって認定を行うような運用を図っているところである。 D-1） 他方、実施段階で主体を特定し、当該実施主体と調整を図った上で補助対象施設の有効活用を図る、といったものについては、補助対象施設の転用後の利用方法等が確認できないことから、認定できないような場合も想定される。 C） いずれにしても、地域が主体的に取り組もうとする事項については、個別具体の事例に応じてそれが実施できるよう対処しているので、個別にご相談されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答したい。 他の再検討要請に対する回答に合わせて回答したい。）	回答は、支援措置の性格によっては、事前に実施主体を特定できないものもある」ことから、個別の計画の認定に当たっては、例えば事業の実施段階での主体の特定プロセスを明らかにすることをもって認定を行うような運用を図っている」とあり、また、個別具体の事案に応じてそれが実施できるよう対処しているので、個別にご相談されたい」とあるが、次の点について十分に回答いただいていないと思慮される。 ・今回の支援措置の提案内容の場合において、事業の実施段階での主体の特定プロセスを明らかにすること」とは、具体的にどういうことを想定しているか。企業誘致支援施策を内容とする地域再生計画を策定する場合において、当該企業誘致支援施策を受ける者は、立地企業と想定しているが、この場合に、事業の実施段階」、当該立地企業の特定プロセス」及び「これを明らかにすること」とは、何を想定しているか。 ・また、回答における運用は、地域再生推進のためのプログラム」又は地域再生計画認定申請マニュアル」のどの規定に基づく運用か。現行の認定基準は、地域再生の支援措置を受ける者が特定されていること、「6年内に）特定される見込みが高いこと」又は特定されていないが1年内に特定することを条件とすること」の3つの場合に限られているが、このいずれにも当たらないと懸念される。 ・今回の提案内容である企業誘致支援施策に関する国の支援措置については、地域再生計画に定める地域再生の取組を進めようとする期間内は、国の支援措置を受ける者が特定されていなくても、地域再生計画の認定を受けることができるよう、認定基準の緩和を行うこと」に十分に回答されていないと思慮される。つまり、認定時点で支援措置を受ける者が特定されておらず、かつ、特定されていないことが必要ややむを得ないものについては、支援措置を受ける者が特定されていなくても、仮免許ではなく、正式に地域再生計画の認定を受けることができることとすべきと考えるが、この地域再生計画の認定が受けられるのか明らかでない。 ・さらに事業の実施段階での主体の特定プロセスを明らかにする」期間については、これが1年間に限られているのか、地域再生計画に定める地域再生の取組を進めようとする期間すべて認められているのか明らかでない。 内閣府では、回答にあるように、認定基準の弾力的な運用を図っているとのことであるが、回答における事例など認定基準からはなかなか推測できないものもあり、これを単に個別のご相談」とすることは、認定の見通し・認定可能性が不透明であり、認定基準として不十分であると思慮される。 よって、特に今回の支援措置の提案内容に即し、いくつかの弾力的な取扱いの例を示すとともに、必要に応じてその改正を行うことにより、これを地域再生推進のためのプログラム」又は地域再生計画認定申請マニュアル」に明示し、担保していただきたい。			前回回答に掲げた条件は、地域再生推進プログラム「⑷⑥」及び地域再生計画認定申請マニュアルの ⑥）プログラム ⑷⑥）について」の規定に基づくものである。これらの規定によれば、地域再生計画が認定された場合に ｉ）地域再生の支援措置を受ける者が特定されているか、特定される見込みが高いこと ii）地域再生の支援措置を受けて実施する取組のスケジュールが明確であること が判断基準である。」とされている。この場合、前回回答にもあるように、事前に実施主体を特定できないケースもあることから、ｉ）地域再生の支援措置を受ける者が特定されているか、特定される見込みが高いこと」との規定と併せて ちなみ、地域再生計画の申請時点では地域再生の支援措置を受ける者が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、地域再生計画を認定することができる。」との規定を設けることによって、事業の実施段階での主体特定プロセスを明らかにすることをもって認定することができるように措置しているところである。すなわち、当該措置は、申請された地域再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることを担保するための必要最低限の条件である。ただし、計画の期間中に、計画に定められた手続きによって実施主体が追加されることについては問題はない。なお、マニュアルにおいて仮免許という表現を用いているが、認定そのものの性格は、実施主体が明らかでない場合も実施主体が明らかな場合同様の効果を得るものである。					1152	11522020	青森県	青森県クリスタルバレイ構想	**液晶をはじめとするＦＰＤ産業を集積することを内容とする青森県クリスタルバレイ構想を推進するためには、企業立地支援施策が必要である。** **今般、地域再生構想を活用し、企業立地支援施策の充実を図ろうとしている。** **企業立地支援施策は、あらかじめ準備しておき、企業にＰＲして立地の誘導を図り、具体化の場合には即時に活用できるものである必要がある。** **しかし、地域再生計画の認定基準においては、「当該地域再生計画が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」とされており、いわゆる「仮免許」制度も措置されているものの、原則として、国の支援措置を受ける者が特定されていることを要するとされている。** **このため、企業立地支援施策に関する国の支援措置については、地域再生計画に定める地域再生の取組を進めようとする期間内は、国の支援措置を受ける者が特定されていなくても、地域再生計画の認定を受けることができるよう、認定基準の緩和が必要である。**
内閣府	2020020	**防災・危機管理に関する権限移譲**	災害対策基本法	災害対策基本法において、国や地方公共団体の首長である市町村長及び都道府県知事に様々な責務と権限が付与されている。	C	I	○災害対策基本法第1条に定めるように、本法は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としているが、「関西広域地域・危機管理機構（仮称）」に権限を付与することで、その目的を果たすことができるか慎重かつ具体的な検討が必要。 ○具体的には、「関西州（産業再生）特区」に ・法第77条第2項に定める指定行政機関の長等の応急措置 ・法第71条第1項に定める都道府県知事の従事命令 ・法第60条第1項に定める市町村長の避難の指示 ・法第63条第1項に定める市町村長の警戒区域設定 等の権限を移譲するのにふさわしい組織であるか慎重かつ具体的な検討が必要。													1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	**○「関西広域防災・危機管理機構（仮称）」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。** **○非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州（産業再生）特区」に移譲すること**
内閣府	2020030	**未利用国有地の都市基盤整備を進めるための特例措置**	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	国は、地方公共団体において、普通財産を公園、緑地に供する場合には、国有財産法第２２条の規定により無償貸付ができることとされている。	E		国は、地方公共団体において、普通財産を公園、緑地に供する場合には、国有財産法第２２条の規定により無償貸付ができることとされている。よって東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で特例を規定する必要はない。													1523	15232020	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	**八尾空港は、阪神淡路大震災において、救援物資等の搬送等の基地として重要な役割を果たしました。また、隣接地には、大阪府が平成１５年９月に「大阪府中部広域防災拠点」を開設しております。一方で国においても京阪神都市圏広域防災拠点基本構想で八尾空港周辺地域を基幹的広域防災拠点と連携する地域と位置づけており、八尾空港西側跡地は、防災対策上重要な位置にあります。** **しかしながら、災害時の物資輸送車両などが十分に活動するための道路等の整備が遅れているなか、広域幹線道路である大阪中央環状線からのアクセス道路については、八尾空港西側跡地を利用して道路整備等を行うことがもっとも有効であり、広大な空間の一部を公園等のオープンスペースに活用することも防災活動にとって重要なものであります。** **そこで、西側跡地に道路や公園等の都市基盤整備を行うに当たり、本市地域が南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されたことから、①道路法９０条第２項に基づき、必要な用地について、無償貸付または譲与等の支援を行うことを同条項の解釈運用の通達に追加していただきたい。②東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進にかかる特別法や国有財産法第２２・２８条において、八尾空港と連携した防災道路やオープンスペース等の整備に必要な用地について未利用国有地を無償貸付又は譲与できる規定を特例として追加していただきたい。** **また、平成１５年11月13日付け財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会の特別会計の見直しについての取り扱いについても、西側跡地の状況を踏まえて、国有財産の有効活用と早期の効率的な処分につながるため、都市基盤整備についての用地確保の特例的な扱いを設けていただきたい。**
内閣府	2020040	**科学技術基本計画等の実現のためのプロジェクトチームの編成**	科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）、平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針（平成16年5月26日総合科学技術会議意見具申）	科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）、平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針（平成16年5月26日総合科学技術会議意見具申）	E		平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において、国民が夢と感動を抱ける機会の提供」、理解増進のための場・機会の拡充」等について意見具申し、関係府省に対して働きかけを行った。													1629	16292010	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	**・科学技術基本計画及び総合科学技術会議における平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針に示されている、「科学技術を通じた心の豊きの実現」のためのプロジェクトチームを編成し、筑波研究学園都市における具体のプロジェクトの実現を支援すること。**
内閣府	2020050	**サイエンスツアーの推進**			D-1		サイエンスツアーの一環としての国立公文書館つくば分館の施設見学については、平日のみ、1日2回（午前1回、午後1回）、1回45名までの範囲で対応可能													1629	16292020	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	**・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。** **・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。**
内閣府	2020060	国立研究機関等敷地の開放			C、D-1		国立公文書館つくば分館は、定員4人で庁舎管理をしている関係上、不特定多数の人間を監視できる体制になっていないので、敷地を通り抜け通路として利用することは認められない。 C） 同様の理由により、敷地を憩いの場として開放することはできない。 C） 敷地を災害時の避難所として開放することについては、都道府県から避難所として使用したいとの要請があった場合、対応可能である。 D－1）													1629	16292040	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け通路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。